

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 19 号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条障害保健福祉推進室の款第13号中「、区役所支所及び児童福祉センター」を  
「及び区役所支所」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)